平成２２年（フ）第２６７号
北海道苫小牧市字勇払132番地　公住４―405
債務者　立浪　拓己
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２７６号
北海道苫小牧市明野新町４丁目４番16号　エデン明野201号
債務者　福田　裕志
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第６３６号
盛岡市中太田官台29番地２
債務者　猪越奈美子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６４２号
盛岡市玉山区下田字牡丹野23番地46
債務者　梅村　芳枝
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６４７号
岩手県二戸郡一戸町西法寺字関屋23番地２
債務者　野辺地美津子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６５７号
岩手県岩手郡岩手町大字一方井第16地割122番地３
債務者　三浦　美幸
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６５８号
岩手県奥州市水沢区字吉小路26番地16　レオパレス吉小路104号室、旧住所岩手県北上市相去町東裏94番地２
債務者　千田喜久子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６６１号
盛岡市中太田新田11番地76
債務者　長瀬　広子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６６３号
盛岡市玉山区好摩字夏間木213番地３
債務者　盛　さつき
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６６６号
盛岡市月が丘３丁目46番23号
債務者　澤屋敷悦子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１１１号
岩手県北上市九年橋１丁目２番10号
債務者　大塚　　泉
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第２２１号
茨城県取手市小文間3721番地　大利根住宅108号
債務者　小森光子こと　李　　光子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２２２号
茨城県守谷市本町6020番地の３　ヴェルドミールＢ102号室
債務者　染谷妃世子（旧姓乾）
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２２３号
茨城県龍ケ崎市佐貫町804番地　セントラルコーポＢ棟102号室
債務者　小島　　茂
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２３３号
茨城県取手市宮和田198番地７
債務者　塚本　　進
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１３４５号
大阪府寝屋川市国松町44番９号
債務者　髙木　節子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０６４号
大阪市住吉区我孫子１丁目５番１―105号
債務者　北川江里子（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部